

講師紹介

◆演題◆ 「ネットで氾濫！部落差別等の誹謗中傷を考える」 ～情報流通プラットフォーム対処法について～



《講師》 おおくぼ かずのり 大久保 和則 先生

宇佐市教育委員会 社会教育指導員、大分県人権啓発講師

《プロフィール》

- ・大分県人権啓発協議会 人権啓発講師
 - ・大分県教育庁人権問題講師団 講師
 - ・宇佐市教育委員会社会教育指導員（安心院中央公民館勤務）
 - ・NPO 法人アンリッシュ 理事（事務局長）
- 部落問題を中心に人権問題の啓発を目的とする、NPO法人でありアンリッシュとは、英語で「束縛」からの解放という意味です。

神楽紹介

湯平子供神楽（神楽演舞）

湯平子供神楽は、「心身共にたくましい子供に育ってほしい」と、昭和58年に活動を開始し、今年で42年目を迎えました。

現在、小学生9人、中学生3人、高校生1人の計13人で活動しており、毎週水曜日19:30～21:00、土曜日19:00～21:00まで、湯平地区公民館で指導者のもと一つひとつの所作を確認しながら、技に磨きをかけています。



ご存じですか？あなたの人権を守るために住民票の写し等の第三者交付に係る
登録型本人通知制度 をご利用ください

登録型本人通知制度とは？

この制度は、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、「証明書を交付した」という事実を通知する制度です。

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による、個人の権利侵害の防止をはかるために、由布市では平成25年4月1日から実施しています。

～部落差別は許されないものであるという認識のもと、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。～

「部落差別の解消の推進に関する法律」を ご存じですか？

部落差別のない社会の実現に向けて

同和問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

第10回 由布市

第76回 人権週間▶12月4日～12月10日

由布市

人権を 大切にする 市民の集い

回覧

2024年
12/7 **土**

時間▶9:00～

場所▶由布市「湯布院公民館」

〒879-5192 大分県由布市湯布院町川上3738-1

**入場
無料**

どなた
でも参加
できます



プログラム

- 1 開 会 9:00
- 2 人権作品表彰・優秀作文朗読 9:30
- 3 演題「ネットで氾濫！部落差別等の誹謗中傷を考える」
～情報流通プラットフォーム対処法について～
おおくぼ かずのり 大久保 和則 先生 10:00
- 4 神楽演舞 11:10
「湯平 子供神楽」
- 5 閉 会 11:30

※プログラムは都合により変更する場合がございます。

アクセスマップ



※駐車場をご利用の場合は、旧国民宿舎跡地の駐車場をご利用ください。

人権を大切にする市民会議 構成員と団体

市長・副市長・教育長・市議会議長・副議長・市議会議員・教育委員・自治委員連合会・人権擁護委員・社会教育委員・公民館運営審議会委員・民生児童委員・保護司会・市内小中学校長・市内幼稚園長・市内教育・保育施設長・市内小中学校PTA・市内幼稚園PTA・市内教育・保育施設保護者会・全日本同和会湯布院支部・老人クラブ連合会・更生保護女性会・身体障がい者福祉協議会・社会福祉協議会・女性団体連絡協議会・自治公民館連絡協議会・湯布院町仏教会・由布市職員労働組合・大分県教職員組合由布支部・湯布院ロータリークラブ・由布ライオンズクラブ・由布市商工会・JAおおいの中西部事業部・由布院温泉観光協会・湯平温泉観光協会・塚原高原観光協会・由布川峡谷観光協会・由布院温泉旅館組合・湯平温泉旅館組合・庄内町観光協会・大分銀行湯布院支店・大分銀行挾間支店・豊和銀行湯布院支店・大分みらい信用金庫湯布院支店・大分県信用組合湯布院支店・挾間郵便局・由布院郵便局・庄内郵便局・由布市人権教育研究会・少年補導員・青少年健全育成市民会議・大分県人権問題講師団

人権を大切にする市民の集いは、令和6年度人権啓発活動地方委託事業により実施されます。

令和6年度 人権週間 啓発重点目標

「誰か」のこと じゃない。

様々な人権課題は自分以外の「誰かのこと」、
「自分には関係のないこと」ではありません。

令和6年度 啓発活動年間強調事項

1 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

2 こどもの人権を守ろう

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題が深刻化しています。こどもが一人の人間として、また権利の享有主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

3 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が雇用の場面で差別待遇を受けたり、車椅子での公共交通機関の利用、アパートやマンションへの入居及び店舗でのサービスの提供等を正当な理由なく拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合い、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

5 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

7 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していくことが必要です。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

9 ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた強制的な隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が作出・助長され、今なお存在することは厳然たる事実です。ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

10 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

11 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

12 インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長したりするような情報を発信するといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるもので、決してあってはなりません。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

15 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。



16 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

17 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

人権週間ってなに？

昭和23年（1948年）12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間（12月4日から12月10日）を「人権週間」と定め、昭和24年（1949年）から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

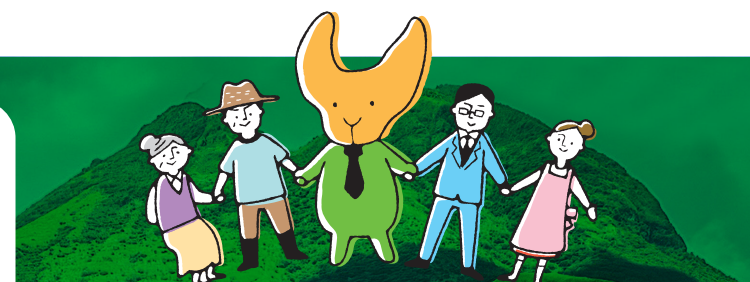


いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

本年も、12月4日から12月10日までの「人権週間」、様々なメディアを利用して、全国各地で集中的に人権啓発活動が行われます。

この機会に、人権について改めて考えてみましょう!!



人権問題でお困りの方は、お気軽にご連絡ください。
内容によっては、専門機関等に取次ぎもいたします。

由布市人権・部落差別解消推進課
TEL097-582-1111（内線1360・1361）